

令和7年度 一般社団法人全国訪問看護事業協会

研究助成（一般）公募のお知らせ

全国訪問看護事業協会は、サービスの質の確保・向上、訪問看護事業の経営等に関する調査研究等を公募し、研究費用を助成いたします。沢山のご応募をお待ちしております。

【研究助成（一般）公募要領】

研究助成の目的	サービスの質の確保・向上、訪問看護事業の経営等に関する調査研究等の助成を行うことにより、訪問看護事業の健全な発展を図り、国民の保健福祉の向上に寄与することを目的とする
研究テーマ	サービスの質の確保・向上、地域包括ケアシステム並びに訪問看護事業の経営等に関するもの
研究内容	① 独自性があり、実践的発展が期待される研究 ② 現場実践の知見から問題提起を行い、研究結果の活用（実践への反映）について一定の記載のあること ③ 地域住民の利益への反映の記載があること
応募者の条件	① 訪問看護・在宅看護・地域看護に携わっている個人又はグループの代表者 ② 申請者が、研究者・大学の教員・大学院生等の場合には、現在訪問看護を実践している者を共同研究者として含むこと ③ 申請者が、現在訪問看護を実践している者の場合は、学識経験者（現任）を共同研究者として含むこと ④ 申込みは、1個人または1グループにつき1テーマ ⑤ 人を対象とするすべての研究に際しては、自施設または共同研究者の施設等において倫理審査委員会等の承認を得て行うこと。自施設または共同研究者の施設等において倫理審査委員会等の承認を得ることが難しい場合は、当協会の研究倫理審査委員会の承認を得て行うこと ⑥ 研究期間は、原則として1年以内とする。やむを得ず延長が必要な場合は、事務局に相談すること
助成金額	予算総額100万円を、採択件数で分配する。なお、採択の審査は当協会の研究委員会において行い、会長が決定する ＜対象となる経費＞ （1）研究協力者への謝金、旅費 （2）会議費 （3）研究委託費 （4）研究機器や備品の賃貸の費用 （5）資料等の印刷費 （6）その他研究関連の費用

	<対象となる期間> 令和7年4月1日～令和8年3月31日
選考方法及び 選定時期	当協会の研究委員会において選考後、採否については、申請締切日より2ヶ月以内に通知する なお、助成金の交付は、令和7年4月下旬（予定）
申請方法	所定の申請書・事業計画書・予算書に必要事項を記入の上、申請書提出先へ郵送にて提出する URL https://www.zenhokan.or.jp/new/research/
申請受付期間	令和7年1月6日～2月29日（必着）
結果報告	① 研究成果は、令和8年4月30日までに、完了報告書として取りまとめ提出すること ② 収支計算書を作成し、令和8年4月30日までに会計報告すること ③ 実施主体は、事業の概要および結果について当該実施主体のホームページもしくは全国訪問看護事業協会のホームページへ掲載する等の方法により公表する ④ 研究成果を公表する場合には、「この研究は、一般社団法人全国訪問看護事業協会より研究助成を受けた」旨を記載すること ⑤ 当協会の会議等において、研究成果報告を要請することがある
取り消しまたは辞退、返還要求	① 研究を中止したい旨の申し出があったとき ② 本要領に違反があったとき ③ その他交付対象者としてふさわしくない行為があったとき、または特別の事情があるとき ④ 上記①～③に該当する場合は、助成金の全部または一部の返還を求めることがある
その他	① 営利目的や既に外部に発表されている研究は対象外とする ② 第三者への資金交付を目的とした研究は対象外とする ③ 事業の大部分を外部委託する場合は対象外とする ④ 事業の大部分が設備又は備品購入等である場合は、対象外とする ⑤ 他機関から同一テーマで助成金を受けている研究、または、当協会の研究助成申請中に、他機関からの助成金交付が決定した場合は、速やかに当協会へその旨を申し出ること ⑥ 提出された申込書等の書類は返却しないが、選考に関する事務手続き以外には使用しない ⑦ 助成金使途の目的によっては、完了報告書提出後に返金を求める場合がある。又、残金は返金すること ⑧ 詳細については、「留意事項」「交付要領」を参照のこと